

- 二 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に、加糖調製品糖と当該輸入加糖調製品に含まれる砂糖以外の物との市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の物の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、当該砂糖以外の物の割合を乗じて得た額（輸入加糖調製品の売戻し）
- 第十八条の五** 機構は、第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しをした者に対し、その輸入加糖調製品を売り戻さなければならない。
- 2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による輸入加糖調製品の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは、「その売渡しに係る指定糖」と定糖の売渡し」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し」と読み替えるものとする。  
(輸入加糖調製品の売戻しの価格)
- 第十八条の六** 前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価格は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に当該輸入加糖調製品の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率（以下この条において「加糖調製品糖調整率」という。）を乗じて得た額を同号に掲げる額に加えて得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額（その額が輸入加糖調製品につき同条の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その加えて得た額）とする。
- 一 加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の輸入加糖調製品の輸入申告の時に適用される輸入に係る粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価格は、同号に掲げる額とする。
- 一 前項の規定により定められる機構の売戻しの価格
- 2 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖標準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額
- 3 加糖調製品糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度における同項第二号に掲げる数量と加糖調製品糖推定輸入数量との合計数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。
- 4 第三条第四項の規定は、加糖調製品糖調整率について準用する。  
(輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの価格の減額)
- 第十八条の七** 第十八条の二第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製品が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該輸入加糖調製品につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。
- 第十三条第一項中「異性化糖等」の下に「輸入加糖調製品」を加える。
- 第四十三条第一項中「刑」を「罰金刑」に改める。  
(著作権法の一部改正)
- 第八条** 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
- 「第二条第一項第二十号中「方法（次号）の下に「及び第二十二号」を「若しくは著作権」の下に「出版権」を加え、「有線放送（次号において）を「有線放送（以下）に改め、同項中第二十三号を二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

- 二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物については、当該著作物を電子計算機において利用する行為を含む。以下この号及び第一百三十三条第三項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいいう。
- 第五十二条第二項中「五十年」を「七十年」に改める。  
第五十二条第一項中「公表後五十年」を「公表後七十年」に改め、同項ただし書中「五十年」を「七十年」に改める。
- 第五十三条第一項中「五十年」を「七十年」に改める。
- 第五十七条中「五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年」を「七十年」に改める。
- 第九十五条第一項中「商業用レコード」の下に「（送信可能化されたレコードを含む。）」を加える。
- 第一項及び第三項において同じ。」を加える。
- 第一百一条第二項第一号及び第二号中「五十年」を「七十年」に改める。
- 第一百十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。
- 3 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第一百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
- 第一百十四条第一項中「著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）を「著作権者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
- 4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する管理委託契約に基づき同条第三項に規定する著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該著作権等管理事業者が定める同法第十三条第一項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定により算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の使用料の額（当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額）をもつて、前項に規定する金銭の額とすることができる。
- 第一百十六条第三項中「五十年」を「七十年」に改める。
- 第一百十九条第一項中「若しくは著作隣接権（同条第四項）を「出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者」同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第五項）に「第百十三条第五項」を「第百十三条第六項」に改め、同条第二項第一号中「第百三十三条第三項」を「第百十三第四項」に改め、同条第三項中「有償著作物等」を「録音録画有償著作等」に改める。